

3. 現行のスイス農業政策

- (1) 2022～2025年農業予算
- (2) 2024年単年予算
- (3) 直接支払い制度

2022～2025年農業予算の財政枠

- 2022年～2025年の農業予算の予算分配の総額は、140億2,300万フランである。前期である2018～2021年と比較し、財政枠が1億7200万フラン増加。増加の要因例としては、乳製品・砂糖への生産支援に対する6,200万フラン、2,800万フランの増加が挙げられる
- 費目の構成はほぼ変化がない
- 直接支払いは、2014年の大改革以降大きな変化がなく、2022年～2025年も8割程度を維持している。次いで生産・販売が約15.8%、生産基盤支払いが約4%となっている
- なお、2022～2025年で当初設定されていた財政枠と比較して、実際の支出実績（予定）は議会の決定により-1.0%減となっている。この減少は主に、主に作物生産（特定作物への貢献）及び品質と販売促進のクレジット残高、及び2024年からの連邦支出の2%の節約目標によるものである

2022～2025年における農業予算の財政枠（百万フラン）

費目	2022～2025年				（前期間）2018～2021年		
	財政枠	全体枠対比	前期間比	実績(予定)	財政枠	全体枠対比	実績
生産基盤整備と社会的施策	552	3.9%	▲11	565.3	563	4.1%	531
市場支援（生産と販売）	2,222.2	15.8%	184.2	2,186.6	2,038	14.7%	2,037
直接支払い	11,249	80.2%	▲1	11,132.3	11,250	81.2%	11,243
合計	14,023.2	100%	172.2	13,884.2	13,851	100%	13,844
支出枠との差				(-1.0%)			(-0.3%)

（注）各費目の訳出は「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に従っている。

表に記載する比率については小数点以下第2位で四捨五入。フランについては

2024年単年予算の内訳

- より詳細な費目について、2024年を例に整理する。2024年における財政枠は、34.4億フランであった
- 約80%を占める直接支払いに次いで予算が割り当てられているのは、特にスイス農業の主軸である酪農に対する市場支援であり、2024年の全体予算の約11.2%が割り当てられている
- なお、以下で示す財政枠に加え、1億7,100万フランが「農業と食料」分野に割り当てられている。具体的には、連邦農業庁における管理費、農業研究施設（アグロスコープ）や国立種馬場の実行・監視業務に関連する費用、植物病虫害対策費用等である

2024年単年における財政枠とその内訳

費目	2024年財政枠 (百万フラン)	措置
生産基盤改善・社会施策	138.8	
構造改善	87.0	土地改善、農業建物、及び地域開発プロジェクト（PDR）のための助成金
リスク管理	0.0	収穫保険の保険料への助成金（2025年以降）
植物及び動物の選択	40.4	動物及び植物の選抜奨励のための助成金
普及	11.3	普及センターAGRIDEA、地域間で活動する普及サービス、共同プロジェクトの予備調査、及び特定のプロジェクトや助成申請のために与えられる財政支援
市場支援（生産と販売）	544.5	
品質及び販売促進	64.4	品質、持続可能性、及び販売促進のための財政支援
乳業経済	387.3	チーズに加工される牛乳への追加支払、非サイレージの追加支払、一般市場向け牛乳への追加支払
畜産	6.0	国内の食肉用家畜及び肉への支援、国内の卵への支援、羊毛の利用促進のための助成金、山岳地域における食肉用家畜の公的市場インフラへの助成金
作物生産	86.9	種子用豆類、油糧種子、種子及び苗（ジャガイモ、トウモロコシ、飼料植物）及び砂糖大根の特定作物への助成金、果物利用促進措置の資金提供、収穫管理の運営、穀物への追加支払
直接支払い	2,757.2	供給安全性、耕地、生物多様性、景観の質、生産システム、資源効率、及び移行への助成金
合計	3,440.5	

(注) 各費目の訳出は「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に従う

直接支払いの受給要件

- 本ページ以降、2024年時点におけるスイスにおける直接支払いの受給要件、支援内容、単価を示す
 - 直接支払いを受給するにあたっての要件は、一般要件と環境サービス要件（PER）で構成される。詳細は以下のとおりである
- 直接支払いの受給要件

項目	要件詳細
一般要件	・ 経営者はスイス国籍を持つ自然人であり、拠出年度の1月1日以前に65歳に達しておらず、トレーニング要件を満たしている者 ・ トレーニング要件とは次のいずれかを修了していることを指す ✓ 農業及び関連職業分野の初期研修、連邦職業研修証明書または連邦能力証明書によって証明されたもの ✓ 生産者としての資格証明書を伴う研修 ✓ 上記の職業における高度な研修 ・ スイスに本社を置く株式会社（SA）、有限責任会社（S.à.r.l.）、または合資会社の事業を個人的に運営する個人またはパートナーシップは、受給する権利を有する ・ スイスに本拠を置く法人及び自治体、州も、農業企業の運営者と見なされる場合、生物多様性及び景観の質のための支援を受給する権利を有する。ただし、年齢制限や研修要件を回避するために設立されたと推測される法人は除外される ・ 直接支払いは作業が少なくとも0.20UMOS（標準労働力単位）の作業を必要とする場合のみ ・ 直接支払いは、経営の円滑運営のために行われる作業の少なくとも50％が経営の労働力によって行われる場合にのみ支払われる ・ 直接支払いは家畜の数の最大数が「最大家畜飼育数に関する規則（RS 916.344）」の制限を超えない限り支払われる ・ 組合の場合、支払を受ける1月1日以前に65歳に達した人数に比例して、事業の直接支払いが減額される
環境サービス要件	・ 直接支払いは経営全体に必要な環境保全サービス（PER）の要件が満たされている場合に支払われる ・ 動物保護例の遵守 ・ 肥料収支の均衡（リンと窒素の投入量が過剰でないことを示す必要がある。過剰でないことは、作物生育に必要な量と保有地の生産能力に基づいて求める） ・ 生物多様性促進地域を農用地の7％確保する（特別作物の場合は農用地の3.5％） ・ 生物多様性促進面積の必要割合を達成するために、2024年に平地及び丘陵地帯に3 ha以上の開放地を有する経営は、輪作地において3.5％の最小生物多様性促進面積を満たす必要はまだない ・ 自然・景観法による指定区域での規定を遵守する ・ 3 ha以上の農場では定期的に輪作を実施しなくてはならない ・ 適切な土壌保全。8月31日以前の収穫後はインタークロップ、緑肥、又は秋作物により土壌を被覆。また土壌の浸食を防止 ・ 植物保護製品の目的を絞った選択と使用。植物検疫製品（OPPh）に関する条例に従って流通するもののみ使用が可能 ・ 緩衝地帯の配置 ・ PERに関連する要件を満たすために、1つ以上の農場と共同でPERの全て/一部を実施することが出来る
面積と家畜頭数	・ 拠出対象地域には有用農業地域も含まれる ・ 拠出年の家畜頭数の基準は前年の1月～12月31日までである

（出所）スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」及び「Ordonnance 910.17 sur les contributions à des cultures particulières dans la production végétale et sur le supplément pour les céréales」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払いの受給要件：農薬に関連する記載

- 前頁表中に記載がある通り、直接支払いの受給要件である環境サービス要件（PER）の1つに植物保護製品の使用が設定されている
- スイスでは、農薬関連法において使用が禁止されていない植物保護製品であっても、直接支払いを受けるにあたって一部使用が許されない仕組みが取られている
- 具体的には以下にリストアップされている活性物質を使用してはならないと条令で規定されているが、特定の病害虫を防ぐために使用が認可されているケースもある

直接支払いにおいて植物保護製品での使用が禁止されている
活性物質

- a. α-シペルメトリン
- b. シペルメトリン
- c. デルタメトリン
- d. ジメタクロル
- e. エトフェンプロックス
- f. λ-シハロトリン
- g. メタザクロル
- h. ニコスルフロン
- i. ... (注)
- j. テルブチルアジン

左記活性物質が利用可能な作物種と病害虫の組み合わせ（一例）

作物名	病害虫
アスパラガス	リーフマイナー、アスパラガスバエ
アブラナ科ベビーリーフ	ノミムシ
ビート	ノミムシ
サラダビート	ノミムシ、ミミズまたは カツオブシムシ
ニンジン	ミミズまたはカツオブシムシ、 ニンジンバエ
セロリ	ニンジンウジ
キャベツ	キャベツ茎ゾウムシ、 キャベツ癭ゾウムシ、リーフマイナー、 大型菜種茎ゾウムシ、雑草
エンドウ豆	エンドウのリーフローラー
ホースラディッシュ	ノミムシ、ミミズまたは カツオブシムシ

(注) スイス連邦法令ポータル (https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2013/765/fr#annex_1/lvl_u1/lvl_6/lvl_6_1, 2025年3月10日閲覧) の条文上での記載が「…」となっている

(出所) スイス連邦農業庁「Ordonnance sur les paiements directs versés dans l'agriculture」より作成

2024年における直接支払いの全体像

- 2024年の直接支払いも「農業政策2014 - 2017」を踏襲しており、種類について、変更はない
- 生産方式支払は前年から変更がかけられている。主要な変更事項として、「牛の長寿命化への貢献」が追加、「地力の向上」において対象作物が変更になっているとともに、動物福祉に対する支払いの単価のうち動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）が全体的に変更されている
- 2024年の直接支払いにおける費目は以下のとおりである。具体的な単価等は各費目ごとの説明箇所を参照

2024年における直接支払いの種類の一覧（次頁以降に続く）

直接支払いの種類	概要	支払区分
農業景観支払 (CPC)	開放景観維持支払	丘陵
		山岳I
		山岳II
		山岳III
		山岳IV
	傾斜地支払	傾斜率 18～35%
		傾斜率 35%超～50%
		傾斜率 50%超
	急傾斜地支払	例：急傾斜地面積が 30%
		例：急傾斜地面積が 100%
	ワインブドウ傾斜地 支払	傾斜率 30～50%
		傾斜率 50%超
		傾斜率 30%超の段々畑
	高山放牧地支払	—
	夏季山岳放牧支払	—

2024年における直接支払いの全体像

直接支払いの種類		概要	支払区分
供給保障支払 (CSA)	基礎支払	食料生産能力の保全を期待して支払われ、ほとんどの農地が受給対象となっている。	—
	生産条件不利支払	丘陵・山岳地帯に対する追加の面積支払。	—
	畑作地・永年作物支払	畑作地・永年作物作付け地への追加面積支払。生産熱量が大きく供給保証のために優遇される。	—
	国外の土地	EUからの直接支払いを受給している場合には、スイスからの直接支払い額を同額減額する。	—
生物多様性支払 (CBD)	生物多様性の質に対する支払	生物種と自然生息地の多様性を促進するために各種の生物多様性促進用地に対して支払われる。	後述
	ネットワーク支払	州のネットワーク要件を満たした生物多様性促進用地に対して支払われる。	後述
景観の質に対する支払 (CQP)	—	景観にかかる地域のニーズや文化的価値を考慮した新型の直接支払い。内容・単価は州が定める。	—
生産方式支払 (CSP)	有機農業支払	当該農場全体が有機農業令の規定に従っている場合に支払われる。	—
	植物保護製品不使用への貢献	畑作物へ植物保護製品を使用しない場合に支払われる。	—
		野菜・果樹作物へ殺虫剤・殺ダニ剤を使用しない場合に支払われる。	—
		開花後の多年生作物へ殺虫剤、殺ダニ剤、殺菌剤を使用しない場合に支払われる。	—
		多年草の栽培において有機農業条令で許可された植物保護製品及び肥料のみを使用した場合に支払われる。	—
		畑作物及び特殊作物（香辛料、薬用植物等）の栽培において除草剤を使用しない場合に支払われる。	—
	牧草による牛乳・食肉生産への支払	飼料の大部分を草地に依存した環境親和的な牛乳・食肉生産に対する支払。	—
	動物福祉支払	所定の種類の家畜すべてが規定を上回る高度な動物福祉の要件を満たす農場に対する支払。	—

2024年における直接支払いの全体像

直接支払いの種類		概要	支払区分
生産方式支払 (CSP) (続き)	生物多能性機能への貢献	平地及び丘陵地における有用生物のための播種帯への貢献に対して支払われる。	—
	地力向上	適当な土壌被覆に対する支払。	—
		輪作制での主要作物における土壌保全技術への支払。	—
		気候対策	畑作物における窒素の効率的な利用に対する支払。
	牛の長寿命化	乳用牛及びその他牛1頭当たりの平均分娩回数に応じて支払われる。	—
資源効率支払 (REB)	植物保護製品の精密施用技術の利用に対する支払	所定の条件を満たす植物保護製品散布機の取得に対する支払。	—
	養豚における窒素飼料削減への支払	低窒素飼料を用いて給餌を行い、蛋白質節約と窒素廃棄物削減に寄与する養豚への支払。	—
移行支払 (TC)	—	2013 年以前における所得支持政策からの移行措置。2021 年まで継続される見込みで、毎年額は削減。	—
遺伝資源保持への支払 (注)	—	遺伝資源の保全と持続可能な利用の促進に対する支払。自然に存在する植物の遺伝的多様性が保存されている若しくは、種類の構成が大きく変化していないことを農業省が認めた場合に支払われる。	—
特定作物・穀物 に対する支払 (注)	特定作物への支払	飼料を含めた食料自給率向上を目的として行われる支払。従前の粗放生産支払とは異なり、ジャガイモやテンサイに対しても支払われる。	—
	穀物に対する支払	穀物の生産者に対しての支払。	—

- (参考) 参照文章一覧：2024年の直接支払いに関する条件は以下の文章で規定
- Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année (通年経営支払単価)

— Paiements directs versés aux exploitations d'estivage et de pâturages communautaires (夏季放牧支払単価)

— Ordonnance 910.17 sur les contributions à des cultures particu-lières dans la production végétale et sur le supplément pour les céréales (2024年改正の論点、受給要件等変更されている)

(注) 原文では「Contribution in situ」であり、直訳すると「現地支払」であるが、分かりやすさの観点から、ここでは「遺伝資源保持への支払い」とした。遺伝資源保持への支払は2022年、特定作物は2019年に各々追加。厳密には直接支払いではない（直接支払いの予算上は計上されていない）ものの、直接支払いのスキームを利用して支払が行われており、スイス連邦農業庁HP上でも直接支払い内のカテゴリで扱われているため、今回追加を行った

(参考) 直接支払いにおける土地区分について

- 直接支払いにおいては山岳地域（山岳I～IV）、谷間地域（丘陵、溪谷）、中山間地域（山岳地域＋丘陵地域）の農業地域を設定している
- 各区域の分類については明確な条件がなく、対象地域がどの区域に分類されるかは、スイス政府が提供するウェブページ上で確認をする必要がある

土地区分の判断基準

- 山岳地域の境界設定基準（重要度順）
 - a. 気候、特に植生期間の長さ
 - b. 交通アクセス、特に最寄りの村や中心部からのアクセス
 - c. 勾配と急こう配の比率
- 丘陵地帯の定義については、山岳地域の基準を用いるが、特に土壌表面の状態に重きを置くものとする
- 溪谷地帯は他の地域に割り当てられない利用地域から成るものとする

直接支払い制度①：農業景観支払

- 農業景観支払は、条件不利地域における直接支払いの他、高山放牧地を対象とした支払が設けられており、供給保証支払と合わせて現行の直接支払い制度における基礎を成す支払区分である
- 各支払区分の支払単価及び受給条件は以下に示す通り。前年（2023年）時点からは変化なし）

農業景観支払における単価設定（次頁に続く）

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
農業景観支払 (CPC)	丘陵	100	フラン/ha	● 開放景観維持支払は、地帯区分に支払金額が異なる ● 平原地帯、生垣、雑木林 (bosquets champêtres) 木の生えた土手 (berges boisées) は対象外 ● 森林拡大防止のために農地を利用する必要がある
	山岳Ⅰ	230		
	山岳Ⅱ	320		
	山岳Ⅲ	380		
	山岳Ⅳ	390		
	傾斜地支払	傾斜率 18～35%	フラン/ha	● 1区画の最低面積は1a ● 農場当たりの最低所要面積は50a ● 永久牧草地、ワインブドウ区域、生垣、雑木林 (bosquets champêtres) 木の生えた土手 (berges boisées) は対象外
		傾斜率 35%超～50%		
		傾斜率 50%超		
	急傾斜地支払	例：急傾斜地面積が 30%	フラン/ha	● 急傾斜地（傾斜率35%以上）の面積が30%未満の場合支払われない ● 以下の算定式を用いて面積支払単価が決定される 面積支払単価 = 100 + (900 / 70) * (急傾斜地の割合 - 30%)
		例：急傾斜地面積が 100%		
	ワインブドウ 傾斜地支払	傾斜率 30～50%	フラン/ha	● 1区画の最低面積は1a、農場当たりの最低所有面積は10 a ● 段々畑の場合は附則3 OPDに規定されている
		傾斜率 50%超		
		傾斜率 30%超の段々畑		
	高山放牧地 支払	—	フラン/PN	● 夏季放牧農場 (exploitation d'estivage) 及び国境地域の認定を受けた夏季共有放牧地が支払対象 ● 乳牛1頭に相当する家畜 (UGBFG) を100日間放牧するのに必要な高山放牧地であるPN (pâquier normal) を単位として支払われる ● 水牛と鹿は対象外

直接支払い制度①：農業景観支払

直接支払いの種類		支払区分	単価	単位	条件等
農業景観 支払 (CPC) (続き)	夏季山岳放牧 支払	乳牛又は搾乳用羊・山羊への追加支払	40	フラン/PN (注)	- 夏季放牧農場（exploitation d'estivage）及び国境地域の認定を受けた夏季共有放牧地が支払対象 - 乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地であるPNを単位として支払われる - 水牛と鹿は対象外
		粗飼料を食べるその他の家畜	400		
		羊番による常時監視を行う非乳用の羊	400		
		非搾乳用の羊。輪換放牧	320		
		非搾乳用の羊。その他放牧	120	フラン/PN (注)	- 追加拋出は以下の場合に行われる ✓ 1988年2月29日の狩猟条例第10quinquies条に規定された保護措置が実施されること ✓ 個別の家畜保護計画が遵守されること ✓ すべてのカテゴリーの動物が家畜保護計画に従って保護されること
		非搾乳用の羊、常時羊番による監視若しくは輪換放牧の場合	250		
		乳用羊	250		
		山羊羊	250		
		365日例までの牛及びアジア水牛	250		

(注) 乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地

出所) スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」及び「Paiements directs versés aux exploitations d'estivage et de pâturages communautaires」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に依る

直接支払い制度②：供給保証支払

- 供給保証支払は食料生産能力の維持により国民を支えることを意図した支払である
- 生産能力を維持することを目的とした基礎支払に加え、生産条件不利支払と畑作地・永年作物支払から成る
- 供給保証支払は、前年（2023年）時点からは費目の変化はなく、単価の変更に留まる
- 各支払区分の単価及び需給条件は以下のとおりである

供給保証支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等	
供給保障 支払 (CSA)	基礎支払	一般農地	600	フラン/ ha	- 永年草地については最低限の家畜負荷が条件として課されている。最低限の家畜負荷は地帯別に定められており、条件不利地帯ほど値が低く設定されている - 食料としての利用を目的としていない作物の作付地は対象外 - 生物多様性用地の場合、永年草地の最低家畜負荷基準は通常の30%が適用される - 要件を満たす農場規模が60 ha以上となると支払単価は減少し、140 haを超えた分については、支払対象外となる
		生物多様性促進用地（SPB）のうち永年牧草地	300		
	生産条件不利 支払	丘陵地	390	フラン/ ha	- 地帯区分ごとに支払金額が異なる - 基礎支払と同様に最低限の家畜負荷が条件として支払われる
		山岳Ⅰ	510		
		山岳Ⅱ	550		
		山岳Ⅲ	570		
		山岳Ⅳ	590		
	畑作地・永年 作物支払	—	400	フラン/ ha	食料としての利用を目的としていない作物の作付地は対象外
	海外の土地	—	—	—	欧州連合からの直接支払いを受け取っている場合には、スイスからの直接支払い額を同額減額する

直接支払い制度③：生物多様性支払

- 生物多様性支払は、生物多様性の保全や生息地の維持を促進することを目的とした支払であり、生物多様性の質に対する支払とネットワーク支払の2種類がある。
- 前者の生物多様性の質に対する支払は2段階に分かれており、第一に加え、植物相の質や生物多様性を促進する構造を備えていると判断された場合には、第二も受給可能である。ネットワーク支払に関しては州のネットワーク要件を満たした生物多様性促進用地に対して支払われる
- 生物多様性の質に対する支払は、連邦が全額負担することとしているが、ネットワーク支払については、連邦は最大90%を負担し、残りの費用は、州、基礎自治体、又は民間事業者から提供されることとなっている
- 生物多様性支払における単価については、次頁に示すとおりである。なお、生物多様性支払は前年（2023年）時点からは費目の変化はなく、支払区分及び支払い単価の変化に留まる

生物多様性支払において、事業者が管理を求められる期間

地域区分	支払区分	管理を求められる期間
生物多様性促進区域	輪作休閑地	少なくとも1年間
	花の休閑地	少なくとも2年間
	粗放的放牧地	播種から収穫まで
	耕地における多年生植物境界	少なくとも8年間
樹木	第一レベルの高幹果樹、敷地内に適合した国内種の樹木	少なくとも1年間
	第二レベルの高幹果樹	少なくとも8年間

直接支払い制度③：生物多様性支払

生物多様性支払における単価設定

支払の種類	支払区分	生物多様性の質に対する支払単価		ネットワーク 支払単価	単位
		第一	第二		
粗放的採草地	平原	780	1,920	1,000	フラン/ ha
	丘陵	560	1,840	1,000	
	山岳Ⅲ	300	1,700	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	300	1,100	1,000	
粗放的な採草に用いられる湿地	平原	1,440	2,060	1,000	
	丘陵	1,220	1,980	1,000	
	山岳Ⅲ	860	1,840	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	680	1,770	1,000	
非集約的採草地	平原	300	1,540	1,000	
	丘陵	300	1,470	1,000	
	山岳Ⅲ	300	1,360	1,000	
	山岳Ⅲ及びⅣ	300	1,000	1,000	
粗放的放牧地/木のある放牧地	—	300	700	500	
生垣、雑木林、木の生えた土手	—	2,160	2,840	1,000	
野生種の花を播種した休閑地（Jachère florale）	低地・丘陵地帯	3,800	-	1,000	
輪作休閑地	低地・丘陵地帯	3,300	-	1,000	
耕地における多年生植物境界（Ourlet）	平地、丘陵地、山岳地帯Ⅰ及びⅡ	2,300	-	1,000	
粗放的耕作における作物境界	—	3,300	-	1,000	
自然の生物多様性を有するワインブドウ作付地	—	-	1,100	1,000	
水路沿いの採草地	—	300	-	1,000	
地域特有の生物多様性を促進地	—	-	-	1,000	
苗木を間隔をあけて並べた穀物畑	—	300	-	500	
幹を高く仕立てた果樹	—	13.5	31.5	5	フラン/木
クルミ	—	13.5	31.5	5	
敷地内に適合した国内種の樹木	—	-	-	5	
夏季放牧地域における多様な種が生息する牧草地と落葉落枝エリア	—	-	150	-	フラン/ ha

直接支払い制度③：生物多様性支払

- 生物多様性支払を受給するためには、直接支払の受給要件に加えて、以下の条件を遵守する必要がある
- 内容としては、生物多様性促進区域への肥料や植物保護製品の投入の禁止や、問題を引き起こす植物の適切な管理等が含まれる

生物多様性支払を受けるにあたり事業者が遵守すべき要件

- 生物多様性促進区域には、肥料を散布してはならない
- 問題を引き起こす植物（ギシギシ、ノアザミ、セイヨウヒキヨモギ、または侵入性のネオファイト植物）に対しては、その繁殖を防ぐために管理を行わなければならない
- 生物多様性促進区域には、植物保護製品を使用してはならないが、以下の処理は許可されている：
 - ✓ 機械的手段で合理的に対処できない問題植物に対する個々の植物や発生源への処理（ただし、寝床エリアや植物保護製品使用が禁止されているエリアを除く）
 - ✓ 森林牧草地における植物保護製品処理は、森林経済を担当する州当局の承認を得た場合に限り、使用可能。ただし現行の使用禁止及び制限を遵守すること
 - ✓ 自然の生物多様性を有するブドウ畑における植物保護製品処理
 - ✓ 高幹果樹に対する植物保護製品処理
 - ✓ 列間隔を取った播種穀物に対する植物保護製品処理
- 生物多様性促進区域の刈り取り物は撤去する必要がある。ただし、耕地における多年生植物境界、花の休閑地、輪作休閑地、及び自然の生物多様性を有するブドウ畑の刈り取り物は例外
- 自然保護の理由やネットワーク化プロジェクトの一環として、落枝や落葉を管理することは可能
- 砕石機能をもつ草刈り機の使用は禁止
- 除草は、耕地における多年生植物境界、花の休閑地、輪作休閑地、及び自然の生物多様性を有するブドウ畑、及び生物多様性促進区域内の木々の根元に限り許可

直接支払い制度④：景観の質に対する支払

- 景観の質に対する支払は景観の広がりや生物生息地の多様性（ネットワーキングへの貢献）の維持だけでなく、森林の維持や山地での畑作など、景観に関わる地域のニーズや文化的価値を考慮に入れることを目的とした支払である
- 景観の質に対する支払は、多様な高地景観の保存、促進、開発のためのプロジェクトを実施した生産者に与えられる
- 支払額は、州ごとに設定され、1つのプロジェクト辺り連邦政府から以下の金額の最大90%が補助される
- 景観の質に対する支払は、前年（2023年）時点から変化はない

景観の質に対する支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
景観の質に対する支払	協定を結んだ農業経営体の農業利用可能面積（SAU）	360	フラン/ha	● 補助を受けるにあたっては以下の要件を満たす必要がある ✓ 目標は、既存の地域コンセプトに基づくか、関係者と協力して地域で策定を行う ✓ 措置は地域の目標に基づいて行う ✓ 支払額は、措置のコスト及び価値に応じて各措置ごとに設定
	協定を結んでいる夏季放牧地や共同牧草地における通常の負荷	240	フラン/PN ^(注)	

（注）乳牛1頭に相当する家畜（UGBFG）を100日間放牧するのに必要な高山放牧地

直接支払い制度⑤：生産方式支払

- 生産方式支払は、需給時点においての望ましい生産方式を促進するための直接支払いであり、頻繁に変更がかけられる項目である。
以下の支払区分に分けられている
- 前年（2023年）からの変更としては「牛の長寿命化への貢献」が追加、「地力の向上」の対象作物が変更になっているとともに、動物福祉に対する支払いの単価のうち動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）が全体的に変更されている

生産方式支払における単価設定（次頁に続く）

直接支払いの種類	支払区分		単価	単位	条件等
有機農業支払	特別作物（ブドウ、ホップ委、果物、ベリー、野菜、タバコ、薬用・香辛料用植物、キノコ）		1,600	フラン/ ha	・ 当該農場全体が有機農業令の規定に従うこと
	それ以外の露地		1,200		
	それ以外の対象農地		200		
植物保護製品 不使用に 対する支払	畑作物	菜種、ジャガイモ、保存用野菜、テンサイ	800		・ 主作物の播種から収穫まで、以下の作用を持つ化学物質を含む植物保護製品製品を使用せずに栽培を行わなければならない ✓ 植物成長調整剤 ✓ 殺菌剤 ✓ 自然防御力刺激剤 ✓ 殺虫剤
		麦類、米、デンプン用穀類、豆類等	400		
	野菜・果樹	一年生の野菜・ベリー	1,000		・ 殺虫剤及び殺ダニ剤を対象地域で一年以上使用せずに栽培しなければならない
	開花後の多年生作物	果樹栽培、果樹園、ブドウ栽培、小果物の栽培	1,100		・ 開花後、殺虫剤、殺ダニ剤、防カビ剤を使用せずに栽培する ・ なお、1 ha 当たりの銅の施用量は、ワイン及び果実の栽培の場合には1.5 kg/ha、核果及び小果物の栽培の場合には3 kg/haを超えてはならない ・ これらの要件を4 年連続して満たさなければならない
	畑作物及び特殊作物における除草剤の不使用	菜種、ジャガイモ、保存用露地野菜	600		・ 特別栽培作物のうち永年性作物に関しては4年以上、一年生の野菜や果実、薬用・香辛料用植物に関しては1年間栽培面積に対して除草剤を使用してはならない
		タバコとチコリの根を除く特別栽培	1,000		
	その他の露地の主要作物		250		

直接支払い制度⑤：生産方式支払

直接支払いの種類	支払区分	単価	単位	条件等
生物多様性功能への貢献	露地栽培	3,300	フラン/ha	- 永年作物における有用生物のために播種された帯状区域に関して、貢献金は永年作物の面積の5%に対してのみ支給 - 有用生物のために播種された帯状区域は、5月15日までに播種される必要がある - 有用生物のための帯状区域に播種するには、使用目的に適した種子混合物のみを使用することができる
	永年作物（ブドウ畑、果樹栽培、小果物の栽培、自然の生物多様性を有するブドウ畑及び地域特有の生物多様性促進区域（SPB）を除くパーマカルチャー）	4,000		
地力向上	露地栽培の一年生野菜（保存用を除く）、一年生の小果実、露地栽培の構想及び薬用植物	1,000	フラン/ha	対象面積の少なくとも70%が常に作物または間作によって覆われている場合
	適切な土壌被覆への貢献			当該作物の収穫される面積の80%について、収穫後7週間以内に、別の作物、秋作物、間作、または緑肥を植えること（下播きが作物として見なされる場合）、及び翌年の2月15日までこれらの面積で耕作を行わないこと（ただし、秋作物が植えられている面積は除く）
	その他露地栽培の主要作物	200		
	ブドウ畑	600		少なくとも70%のブドウ畑の面積が草で覆われていること
	露地で栽培される主要作物の土壌保全栽培技術への貢献	250		- 耕作面積が、直播きの場合には最大25%、溝撒き、帯状撒きの場合には最大50%、寝床撒きの場合には耕耘を行わない場合に支払われる - また、支払を受けようとする面積がロジ面積全体の60%以上を占める - グリホサートの使用量が1 haあたりの有効性便の1.5 kg を超えない
気候対策への貢献	畑作物	100	フラン/ha	- 畑作物における窒素の効率的利用に対する支払 - 農場全体の窒素施用量が作物必要量の90%を超えないことが条件
草地に基づく乳肉生産に対する貢献金	—	200	フラン/ha	- 草地に基づく乳肉生産に対して支払われる - 支払は飼料を消費するすべての家畜の年間飼料（乾物、MS）の少なくとも90%が基礎飼料で構成されている場合に支給される - 更に年間飼料は平野部の場合には75%、山間部の場合には85%以上が放牧地若しくは牧草地から構成される必要がある
牛の長寿命化への貢献	乳牛	平均子牛3頭で10フランから平均子牛7頭以上で200フランまで		支払額は、過去3年間にわたって屠殺された牛1頭あたりの平均出産回数に基づいて、動物のカテゴリごとに段階的に設定（左記）
	その他の牛	平均子牛4頭で10フランから平均子牛8頭以上で200フランまで		
動物福祉に関する支払い	所定の家畜の種類	それぞれ設定		詳細については、次頁で記載

直接支払い制度⑤：生産方式支払のうち、動物福祉に関する支払

- 生産方式支払のうち動物福祉に関する支払は対象となるすべての種類の家畜が動物福祉の要件を満たす農場に対する支払である
- 動物に特に配慮した厩舎システムに対する支払（SST）と動物を定期的に屋外に出すことに対する支払（SRPA）、アジア牛と水牛に関しては放牧に対する支払が存在する

生産方式支払のうち、動物福祉に関する単価設定（次頁に続く）

動物の種類	厩舎システムに対する支払単価 (SST)	定期的に屋外に出すこと に対する支払単価 (SRPA)	放牧に対する支払い単価
アジア牛及び水牛の区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
乳牛	75	190	350
その他の牛	75	190	350
雌：365日以上～初産分娩まで	75	190	350
雌：160日以上～365日以下	75	190	350
雌：160日まで	—	370	530
雄：730日以上動物	75	190	350
雄：365日以上730日以下	75	190	350
雄：160日以上365日以下	75	190	350
雄：160日まで	—	370	530
ウマに関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
去勢済みの雌及び雄：生後900日以上	75	190	—
標準日齢：生後900日以上	—	190	—
生後900日までの若い馬	—	190	—
山羊に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
雌：365日以上	75	190	—
雄：365日以上	—	190	—

(注) 家畜ごとに定められた大家畜単位を指す

直接支払い制度⑤：生産方式支払

動物の種類	厩舎システムに対する支払単価 (SST)	定期的に屋外に出すこと に対する支払単価 (SRPA)	放牧に対する支払い単価
羊に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
雌：365日以上	—	190	—
雄：365日以上	—	190	—
豚に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
生後6ヶ月以上の飼育豚	—	165	—
6頭以上の非授乳飼養豚	130	370	—
授乳豚	130	165	—
離乳子豚	130	165	—
更新豚（6ヶ月まで）及び肥育豚	130	165	—
ウサギに関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
生後約 35 日までの若いウサギを含む、年間少なくとも 4 回の 出産が行われる	235	—	—
生後約35～100日のウサギ	235	—	—
生産用家禽に関する区分	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
産卵用雌鶏と雄鶏	235	290	—
消費用の産卵用雌鶏	235	290	—
産卵用の若い雌鶏、雄鶏、ひよこ	235	290	—
肉用鶏	235	290	—
七面鳥	235	290	—
野生動物	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)	フラン/UGB (注)
鹿	—	80	—
バイソン	—	80	—

(注) 家畜ごとに定められた大家畜単位を指す

(出所) スイス連邦農業庁「Paiements directs, contribution in situ, contributions à des cultures particulières et supplément pour les céréales aux exploitations à l'année」より作成。なお、一部和訳については「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分 析委託事業（欧州の農業政策・制度の動向分析）報告書」に
依る

直接支払い制度⑥：資源効率支払・移行支払

- 資源効率支払は新たな技術導入などを促進する目的で時限的に設けられている制度である。2024年の改正で設けられた支払区分及びその単価は以下のとおり
- 移行支払は、2014年に直接支払いの枠組みが刷新されたことを受けて2013年以前における所得支持政策からの移行措置として設置された。移行支払の受給額は、2013年以前の直接支払い額から、現行枠組みにおける農業景観支払と供給保証支払を差し引いた額に、年ごとに係数（現在は0.0518）を乗じた額である

資源効率支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	支払比率	単位	条件等
植物保護製品の精密施用技術の利用に対する支払 (2024年末まで)	ランプを利用した葉の裏面への散布技術	75	％ (取得コスト)	・ スプレーユニット当たり最大170フランまで補助
	多年生作物においてドリフトを減少させる散布装置①	25		・ 水平に調節可能な気流を持つターボディフューザーまたはジェット噴霧器毎に支払 ・ 最大6,000フランまで補助
	多年生作物においてドリフトを減少させる散布装置②	25		・ 水平に調節可能な気流を持ち、植生検出器を備えたターボディフューザーまたはジェット噴霧器ごと及び、空気と液体のリサイクル機能を持つトンネル内噴霧器ごとに支払 ・ 最大10,000フランまで補助

直接支払いの種類	支払区分	支払単価	単位	条件等
窒素分が少ない豚への二段階給餌のための支払 (2026年末まで)	豚	35	フラン/UGB	・ 飼料の配合は動物に適した養分価のものでなくてはならない

直接支払い制度⑦：遺伝資源保持への支払・特定作物/穀物支払

- 遺伝資源保持への支払（注）は遺伝資源の保全と持続可能な利用を促進することを目的として行われる支払であり、「自然に存在する植物の遺伝的多様性が保存されていること」及び「自然に存在する植物の種類の構成」が大きく変わっていないと農業省に認定されたエリアに対して支払われる（450フラン/ha）。前年（2023年）時点からは変更ない
- 特定作物・穀物に対する支払は市民及び家畜に対して適切に当該作物を供給することを目的に行われる支払である
- なお、遺伝資源保持への支払に対する予算源は厳密には直接支払いではない模様。農業予算のうち「生産基盤整備と社会的施策」に計上されているものと思われる。特定作物・穀物に対する支払いについても、「生産と販売」に計上されている
- 具体的な該当品目及びその支払単価は下表のとおりである。前年（2023年）からは穀物への貢献の単価が変更になったに留まる

遺伝資源保持への支払・特定作物/穀物支払における単価設定

直接支払いの種類	支払区分	支払単価	単位	条件等
特定作物への貢献	菜種、ヒマワリ、油カボチャ、油糸（lin oléagineux）、ケシ、染料用の紅花	700	フラン/ha	● 農場経営者が、OPD（生態的パフォーマンス指令）第11条から第25条に従って必要な生態的パフォーマンスを提供すること ● 農場の労働負荷が、OTerm（標準労働単位に関する指令）第3条第2項の意味で少なくとも0.20標準労働単位に相当すること ● 農場で行われる作業の少なくとも50%が、農場の労働力によって遂行されること ● 砂糖製造用の砂糖大根に対する追加の寄付金は、OPD第66条に基づく有機農業への寄付金またはOPD第68条に基づく大規模栽培における植物保護製品不使用への寄付金が支払われることが条件となる
	ジャガイモの苗及びトウモロコシの種子	700		
	飼料用イネ科及び飼料用マメ科種子	1,000		
	大豆	1,000		
	インゲン（Phaseolus）、エンドウ（Pisum）、ルピナス（Lupinus）、ソラマメ（Vicia）、ヒヨコマメ（Cicer）、レンズマメ（Lens）及びそれらの混合物	1,000		
	砂糖製造用のテンサイ	2,100		
	砂糖製造用のテンサイのための追加支払	200		
穀物への貢献	小麦、スペルト小麦、ライ麦、古代小麦(エンマー)、一粒小麦(エインコーン)、大麦、オート麦、トリティカレ、米、キビ、モロコシ及びこれらの穀物の混合物	129	フラン/ha	● 穀物に対する1haあたりの年間追加補助額は、補助金として認められた資金と面積に基づいて計算される

（注）原文では「Contribution in situ」であり直訳すると「現地支払」であるが、分かりやすさの観点から、ここでは「遺伝資源保持への支払い」とした